

令和 8 年度 兵庫県会計年度任用職員採用選考案内

受付期間	随時（郵送又は持参）
試験日	別途通知します
任用期間	令和 8 年 1 1 月 1 日（日）～令和 9 年 3 月 3 1 日（水）
勤務場所	西播磨総合庁舎 西播磨県民局県民躍動室

1 募集職種、採用予定人員等

職 名	採用予定人員	主な職務内容	勤務形態	備考
県政推進員	1 名	県政推進に係る定型的業務（庶務業務、資料整理、資料作成等）	週29時間（原則 7 時間15分×週4日）	

2 受験資格

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日現在で 1 8 歳以上の方（年齢の上限はなし）
- (2) 任用の日に兵庫県西播磨県民局に勤務可能な方
- (3) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項のいずれか（下記）に該当する者

ア拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- (4) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を理由とするもの以外）
- (5) Word、Excel 等のパソコン操作ができる方
- (6) 日常的に車の運転ができる方

3 申込方法

(1) 申込方法

ア 受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、封筒の表に「兵庫県会計年度任用職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、(2)の申込先まで持参または郵送してください。※原則、郵送でのご提出をお願いします。

イ 自己 P R カードは必要事項を記入の上、受験申込書と併せて提出してください。（受験申込書及び自己 P R カードは A 4 縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください。）

ウ 申込受付者には、試験日時や会場等を記載した案内をメールでお送りしますので、採用選考試験申込書にメールアドレスを必ず明記してください。受信設定が必要な場合は、pref.hyogo.lg.jp を受信できるようにしてください。

※申し込み後、2 週間以内に案内が届かない場合は、(2)の申込先・問い合わせ先ま

で電話で照会してください。

(2) 申込先・問い合わせ先

〒678-1205
赤穂郡上郡町光都 2-25
兵庫県西播磨県民局 県民躍動室 県民課 明石
TEL 0791-58-2341

4 選考方法

(1) 選考方法

応募書類及び面接試験による選考

(2) 試験日

※試験時間は申込み後、別途お知らせします。

(3) 試験会場

兵庫県西播磨総合庁舎

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25 TEL : 0791-58-2341

5 合格発表

試験実施後に文書で通知します。

6 任用期間

※任用期間 令和8年11月1日（日）～令和9年3月31日（水）（予定）

7 勤務条件等

(1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）月額 154,600 円～162,000 円

※ 報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。

なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※ 基本報酬の額は、職務内容等に応じて一部変動する可能性があります。

(2) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

(3) 勤務時間

週 29 時間（原則 7 時間 15 分×週 4 日）

(4) 休暇

年次有給休暇等（時間単位の取得が可能）

(5) 社会保険

地方職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険 ※週の勤務時間等、要件を満たす場合に参加

(6) 条件付採用

改正地方公務員法（令和2年4月1日施行）第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

8 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 資格、免許を必要とする募集区分を「取得見込み」で受験した方が、資格、免許を取得できなかった場合には採用されません。
- (3) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (4) パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
 - ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (5) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。
- (6) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。